

附 則

- 1 この定款は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成28年7月1日から施行する。

以上は当法人の現行定款の写しに相違ありません。

令和1年6月29日

神戸市中央区楠町七丁目5番

一般社団法人 神 緑 会

会長 木 戸 良 明

